

町外にお住いの方へ

栗山町に住宅を取得し移住される 若者・子育て世帯を支援します！

最高120万円まで新築住宅取得助成

■栗山町若者移住促進事業(住宅取得費用助成事業)の概要■

事業概要

町外に居住する40歳未満の方、もしくは中学生以下の子と同居されている方が栗山町内で住宅を取得し、移住される場合に住宅取得に係る費用の一部を助成します。

助成対象者

すべての条件を満たす方が対象です。

- ①栗山町外に居住されている方が、栗山町内に移住目的で新築住宅を取得（新築住宅購入を含む）し、
令和5年4月1日～令和9年3月31日までに住民登録をされた方。
 - ②住民登録をされた日（転入日）において、住宅を取得された方の年齢が40歳未満、もしくは申請時において中学生以下の子と同居されている方。
 - ③取得した住宅に5年以上居住する見込みの方。（5年未満で当該住宅に居住しなくなった場合などは返還となる場合があります）
 - ④住民登録をされた日（転入日）前3年間ににおいて、栗山町に居住されていない方。
 - ⑤取得した住宅に居住される方全員が税金等の滞納がないこと。
- ※住宅の名義が共有の場合は、所有権割合が5割以上有している方。（2人いる場合はどちらか一方）

助成対象住宅

- ①栗山町内に所在する自己の居住する家屋で、居住用床面積が50平方メートル以上の建物。
店舗や事務所等がある併用住宅の場合は、床面積の2分の1以上が居住用で、かつ50平方メートル以上の面積がある建物。
- ②3親等以内の親族から購入した住宅ではないこと。

助成額

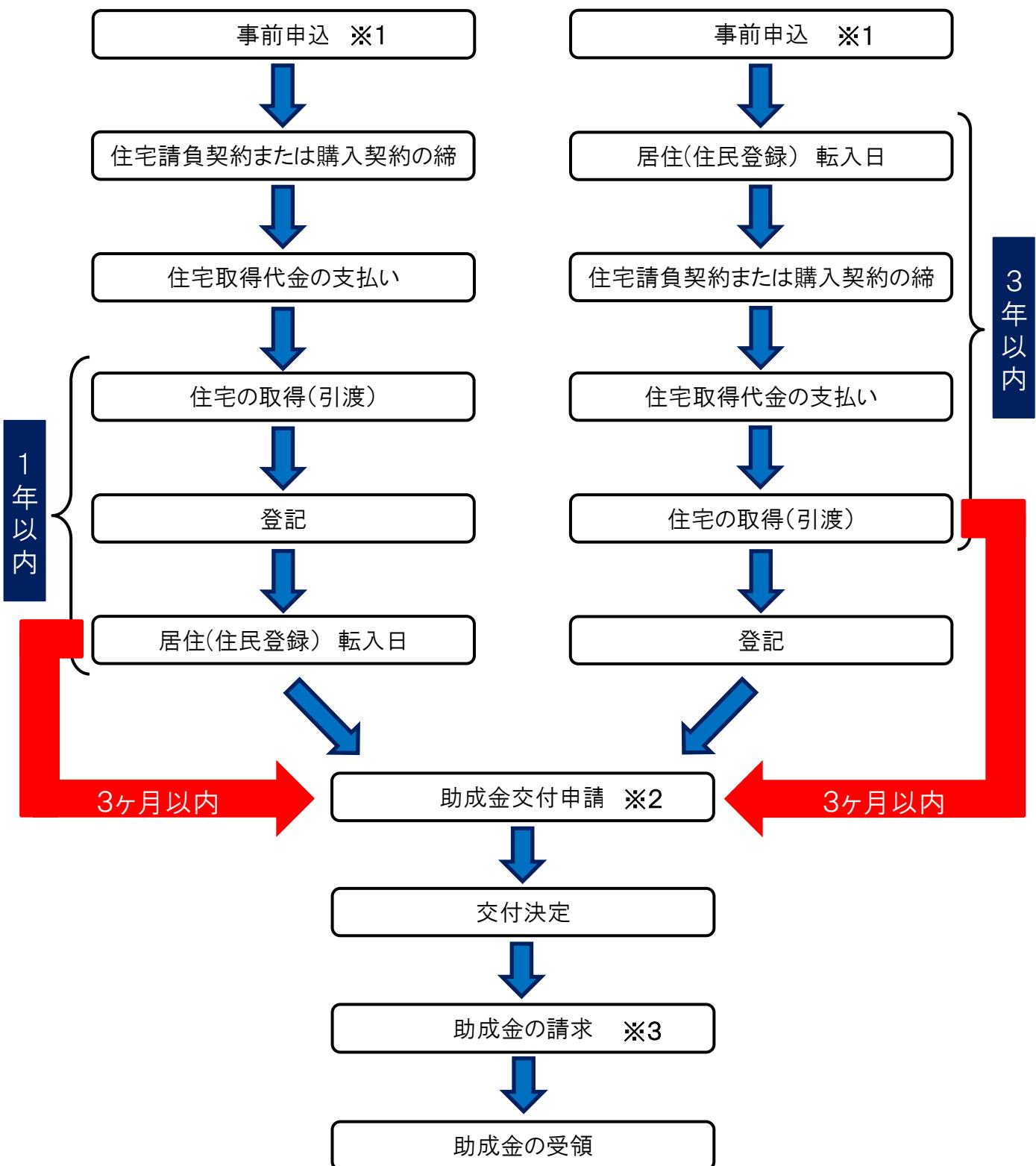
新築住宅を取得、または購入した場合 80万円

- ・町内事業者で住宅を新築した場合や町内事業者から新築住宅を購入した場合 加算額 20万円
- ・エコビレッジに新築住宅を取得した場合やエコビレッジに新築された住宅を購入した場合 加算額 20万円

申請から交付までの流れ

住宅取得→転入の場合

転入→住宅取得の場合



※1【提出書類】…事前申込書(交付申請の一ヶ月前までに)

※2【提出書類】…交付申請書、誓約書、同意書、住宅取得に係る契約証の写し、住宅取得費用の領収書の写し、住宅図面(位置図・配置図・平面図)、住宅写真、検査済証の写し又は引渡完了証の写し、住宅に居住する者の全員の住民票の写し、登記事項証明書の写し

※3【提出書類】…交付請求書